

週休 2 日工事の積算方法について

○労務費

- ・ 労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価（夜間、時間外等の補正後） × 週休 2 日補正係数

○機械経費（賃料）

- ・ 機械賃料（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝ 機械賃料※ × 週休 2 日補正係数

※機械賃料は、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領及び同運用」に基づき決定した単価

○共通仮設費率

- ・ 共通仮設費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】

$$K_r = A \cdot P_b$$

K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 共通仮設費対象額

A 、 b : 工種毎に決まる係数

- ・ 共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 共通仮設費率（補正前） × 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 共通仮設費率（施工地域補正後） × 週休 2 日補正係数

○現場管理費率

- ・ 現場管理費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】

$$J_o = A \cdot N_{pb}$$

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 対象純工事費

A 、 b : 工種毎に決まる係数

- ・ 現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 現場管理費率（補正前） × 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 現場管理費率（施工地域等補正後） × 週休 2 日補正係数

○市場単価

- ・市場単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝市場単価（基準額）×週休2 日補正係数
- ・市場単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】
＝市場単価（週休 2 日の補正後）×施工規模等の補正係数

※市場単価は、週休 2 日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順
に補正する。

週休２日工事の補正係数について

週休２日工事（発注者指定型）

○「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」「治山林道必携」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
４週８休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
４週８休以上	1.05	1.04	1.04	1.07

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○「水道事業実務必携」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
４週８休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05

防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
博層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

【下水道関連】

硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01

取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
	取付管布設及び 支管取付工	1.02

※簡易吹付法枠工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付枠工を準用

・「土木工事市場単価」⇒「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載の単価を使用

○その他

・積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用